

催眠商法 (SF商法)

Q 5日前街頭で「近く
の会場に来ると

商品がいろいろもらえて健康にいい話も聞けますよ」と声を掛けられました。行ってみると話術の巧みな担当者が座を盛り上げ、早く手を挙げた人に無料で商品をくれました。最後に「一番の目玉」と言われ、その場の雰囲気に関わされ30万円の健康食品の申込書にサインしてしまいました。よく考えると、その健康食品を買うつもりで行ったわけではないので、解約したいのですが。

A これらの販売方法を「催眠商法」とか「SF商法」といいます。これは本来、布団や健康食品・器具など高額商品を販売するのが目的ですが、これを隠して閉鎖的な会場に誘導し、安価または無料で商品を配るなどして消費者の関心を引き付け、興奮状態にして高額商品を売る販売方法です。これらは特定商取引法で定義する「訪問販売」に該当します。そのため、消費者が契約した商品が特定商取引法の指定商品であれば、クーリング・オフができます。

今回のケースは契約日から8日以内であり、健康食品が指定商品であるためクーリング・オフができました。

最近、人を集める方法もいろいろなものが出てきましたが、目的を隠して集客するという点では変わりませんので注意が必要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知 得 情 報



寒い季節に活躍するストーブ。最近では、器具そのものの安全性は高まっていますが、使う人が取り扱い

ストーブは正しく使用しましょう

方法を誤ったり、注意事項を守らなかったりしたため、火災が多く発生しています。そのような火災を防ぐため、次の点に注意して使用しましょう。

ストーブ火災防止のための注意点

- ①使用前には必ず点検整備をする
- ②布団、カーテンの近くでは使用しない
- ③新聞、雑誌などの可燃物を近くに置かない
- ④洗濯物を乾かすなど乾燥機代わりにしない
- ⑤外出やそばを離れるとき、寝るときは必ず消火する
- ⑥給油するときには必ず消火する
- ⑦給油中に、灯油がこぼれたり、あ

ふれたりしたときは、よくふき取りしばらくしてから点火する

- ⑧カートリッジタンクのキャップは、確実に閉めたことを確認してから持ち運ぶ
- ⑨出入口付近で使用しない
- ⑩近くでスプレー・シンナーなど引火性のものを使用したり、置いたりしない
- ⑪収納するときは、灯油を抜き、電池・電源ははずす
- ⑫倉庫などにガソリンと灯油を置く場合は、判別しやすいようにする

また、いざというときのために消火器なども備えておきましょう。

※くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

なりたエコニュース

体に優しい 冬の省エネを考える



寒い冬。暖かさを求めるあまり、エネルギーを無駄に使い過ぎていませんか？冬の省エネを実現するため、暖房の温度は20℃を上回らないように設定することが推奨されています。少ないエネルギーでも十分に暖かく過ごせるよう、例えば次に挙げるような工夫をしてみてくださいはいかがでしょうか。

- ◆普段よりも1枚多く重ね着をする
- ◆部屋の熱を外に逃がさないよう厚手のカーテンを使用する
- ◆暖房時に扇風機を上向きにして回す(空気が循環し部屋全体が暖まります)
- ◆こたつを使う際には、掛け布団だけでなく、敷き布団や上掛けを一緒に使う(保温性が高まり、より省エネになります)
- ◆電気カーペットは部屋の広さや用途に合ったものを選び、床から熱が逃げないようにカーペットの下にもう1枚保温マットなどを敷く

暖房を多用すると空気が乾燥し、外気との温度差も大きくなって体調を崩す原因になります。環境だけでなく、体にも優しい冬の省エネを、できることから心掛けてみてはいかがでしょうか。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。